

公益財団法人小山市体育協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人小山市体育協会（以下「協会」という。）に対し、特に功労等のあった個人又は団体等を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者又は団体等に対して行うものとする。

- (1) 満8年以上協会の役員又は評議員の職にあった者
- (2) 通算して8年以上協会の役員又は評議員の職にあった者
- (3) 協会に対し、年間20万円以上の金額又は同等の物件を寄与した者
- (4) その他協会に対し著しい貢献をした者

2 前項第1号及び第2号に該当する者で役員であった者が引き続き評議員となった者又は評議員であった者が引き続き役員となった者については、それぞれ後者の職を辞した時に該当するものとする。

3 表彰は、第1項第3号を除き重ねてこれを行わないものとする。

(表彰及び記念品)

第3条 被表彰者及び記念品の選定は、総務委員会がこれにあたり、表彰は会長が行なうものとする。

2 被表彰者に対し、表彰状又は感謝状及び記念品を贈るものとする。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第4条 被表彰者が表彰を受ける前に死亡したとき又は死亡した者が被表彰者となったときは、その遺族に対して表彰状又は感謝状及び記念品を贈るものとする。

(変更)

第5条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日)